

市町村教育委員会の指導行政について

— 徳島県内の市町村教育委員会への質問紙調査より —

Instruction Administration of Municipal Board of Education

— Questionnaire Survey for The Chairperson of Education Boards in Tokushima Prefecture —

北島 孝昭, 阪根 健二

KITAJIMA Takaaki and SAKANE Kenji

鳴門教育大学学校教育研究紀要

第32号

Bulletin of Center for Collaboration in Community

Naruto University of Education

No.32, Feb., 2018

市町村教育委員会の指導行政について

— 徳島県内の市町村教育委員会への質問紙調査より —

Instruction Administration of Municipal Board of Education

— Questionnaire Survey for The Chairperson of Education Boards in Tokushima Prefecture —

北島 孝昭, 阪根 健二

〒 772-8502 鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地 鳴門教育大学
KITAJIMA Takaaki and SAKANE Kenji
Naruto University of Education
748 Nakajima, Takashima, Naruto-cho, Naruto-shi, 772-8502, Japan

抄録：この研究は、質問紙調査から、市町村教育委員会の指導行政及び教育専門職の現状を明らかにすることが目的である。調査の結果、指導主事が配置されている教育委員会は少なく、市町村費で配置していると回答したのは1市のみであった。平成19年の指導主事配置に関する法律改正後も殆どの市町村教育委員会で指導主事配置について検討されなかったが、今回の調査で、今後4市町村が市町村費で指導主事の配置を検討することが分かった。指導主事の主な担当業務は、教科等教育課程に関することや教科研究会の運営支援に関すること、嘱託職員は教科等教育課程に関することや生徒指導に関することであった。市町村教育委員会の重視する業務は、人権・同和教育に関すること、学校管理運営支援に関すること、特別支援教育に関すること、学校の施設管理に関することであった。現体制で困難な業務は、コミュニティ・スクールの運営支援に関すること、放課後の児童生徒の活動支援に関することや教科研究会の運営支援に関することであった。学校訪問に関して、各市町村教育委員会は計画的・定例的に実施しており、その訪問内容は、学校経営方針の聴取と指導案を基にした通常授業の参観及び指導であった。

キーワード：市町村教育委員会の体制 指導主事数 担当業務 指導内容

Abstract : It is a purpose that this study clarifies the present conditions of the instruction administration of municipal Board of Education from inventory survey. As a result, there are few Boards of Education where a supervisor is placed. The placement in the municipal expenditure is only one city. After law revision, the placement of the supervisor was not examined in most municipal Boards. But this inventory survey says that 4 municipalities examine the placement in own expenditure. The main charge duties of the supervisor are the administration support of a curriculum and the subject meeting for the study, as for the contract employee, are the administration support of a curriculum and the student instruction. The duties that municipal Board made much of are human rights, anti-discrimination education, the school management administration support, special support education, school facilities management. The difficult duties by the existing staff and system are the support of the Community School, activity support after school, subject meeting for the study. The school visits are carried out for a premeditated precedent. The contents of visits are hearing of school management policies and the teaching plan, visits of the normal classes based on them.

Keywords : personnel distribution of municipal board of education supervisor job role contents of teaching

I 調査の目的

これまで、地方教育行政に対して指摘されていた課題は、(1)権限と責任の所在が不明確、(2)地域住民の意向を十分に反映していない、(3)教育委員会の審議等が形骸化している、(4)迅速さや機動性に欠けるであった。

その後、教育再生会議等の議論を踏まえた地方教育行政改革の推進に関する法律（以下「地方教育行政改革」

という）での主な改正内容は、(1)教育委員会の責任体制の明確化、(2)教育委員会の体制の充実、(3)教育における地方分権の推進、(4)教育における国の責任の果たし方、(5)私立学校に関する教育行政である。その中で、(2)教育委員会の体制の充実に関しては、①市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め教育行政体制の整備・充実に努める、②市町村教育委員会は指導主事を置くよう努める、③教育委員の責務を明確化

して、国・都道府県が教育委員の研修等を進めると定められた。

現在、市町村教育委員会の組織運営上の重要課題として、教育に関する専門性を備えた指導主事の配置が、専門的支援を行うための重要な要素と改めて指摘されているが、こうした内容に関する調査の蓄積は十分とはいえない。また、平成の大合併が行われた結果、教育を取り巻く環境も大きく変わっている。

こうした中、各市町村において多様な教育改革が推進されてきたが、教育委員会事務局職員の役割に関する研究は少なく、特に指導主事や指導主事の業務を担当する嘱託職員の調査は殆どない。

そこで、本研究は、教育委員会の体制の充実が求められる中で、徳島県内各市町村教育委員会の学校に対する指導行政の現状を明らかにすることが目的であり、質問紙による調査結果を検討するものである。

II. 調査の方法

質問紙では、徳島県内の市町村教育委員会を対象に、各教育委員会の体制や担当業務、学校訪問体制などについて調査を行い、単純集計から得られた調査結果をまとめた。一部の市町村は、徳島県学事関係職員録や電話調査で確認を取っている。

調査名：「市町村教育委員会の指導行政調査」

- ・実施期間：2017年4月下旬～5月上旬
- ・対象者：徳島県市町村教育委員会（8市15町1村）
- ・有効回答数：20件（有効回答率83.3%）
- ・主な質問項目は以下の通りである。
 - 1 自治体人口規模、設置・管理学校数
 - 2 教育委員会事務局職員の状況
 - 3 指導行政担当職員の担当業務
 - 4 市町村教育委員会の重視業務
 - 5 学校訪問体制と指導内容・頻度
 - 6 平成19年地教行法改正への対応

III. 市町村教育委員会の指導行政調査結果

1. 指導主事等職員の配置状況

市町村教育委員会本課等勤務の指導主事数については、調査票と徳島県学事関係職員録を参照しながら、一部の市町村へは電話で確認を行った。指導主事が配置されている市においても指導主事数にばらつきがあり、また一部の市と全町村には指導主事が配置されていないため、各市町村における配置率は25.0%であった。表1は、市町村教育委員会における指導主事の状況と、指導主事以外の常勤職員で教員出身者、嘱託職員等で教員出身者の

状況等をまとめたものである。その結果、指導主事は計25人であり、常勤職員や嘱託における教員出身者を加えると81人となる。また、教育委員会事務局等に勤務する教員出身者数が1人以上となる市町村は70.0%であった。なお、常勤職員の教員出身者は、指導主事、研究員等の名称で勤務し、嘱託等の教員出身者は、指導員等の名称で勤務している。

2. 指導主事等職員の担当業務

表2は、指導主事、嘱託、学校の教諭の職員の種類ごとに担当業務の状況をまとめたものである。多くの業務を指導主事と嘱託が中心に担っている状況が明らかになった。指導主事の主な業務は、教科等教育課程に関すること（100%）、教科研究会の運営支援に関すること（100%）であり、教育課程など指導内容に関することが基本的な職務であることが裏付けられた。一方、嘱託が担当する主な業務は、人権教同和教育に関すること（69.2%）、生徒指導に関すること（46.1%）であり、いわゆる経験が必要な分掌であるといえよう。なお、教育委員会の依頼を受けて学校で勤務する教諭が担当する業務は殆どなかった。

表3は、指導主事数別の担当業務の状況である。指導主事数が増加するほど指導主事の担当する業務が増えてくる。主な業務として教科等教育課程に関すること、教科研究会の運営支援に関することは、指導主事数に関係なく実施されているが、指導主事数に関係なく担当していない業務は、適応指導教室に関すること（0%）、学校施設の管理に関すること（0%）、放課後の児童生徒の活動の支援に関すること（0%）、社会教育、生涯学習に関すること（0%）であり、指導主事の担当業務でないと思われるようである。また、嘱託が担当する主な業務は、人権教育、同和教育に関すること（81.8%）、生徒指導に関すること（54.5%）であったが、その中で、指導主事が配置されている教育委員会の嘱託の主な業務には、教科等教育課程に関すること（75.0%）、生徒指導に関すること（75.0%）、適応指導教室に関すること（75.0%）であり、指導主事の職務を肩代わりしている実態が明らかになった。一方、指導主事が配置されていない教育委員会の嘱託の主な業務は、人権、同和教育に関すること（100%）、学校の管理運営への支援に関すること（33.3%）、生徒指導に関すること（33.3%）であった。

次に教諭が担当する業務の状況であり、他県では、優秀教員の中から指導主事に類する業務を担うよう教育委員会から依頼するケースがあるが、こうした形での実施は、徳島県市町村教育委員会では皆無に等しい結果であった。

表4は、指導主事数別に指導主事以外の職員や嘱託・非常勤職員等が学校の教科等の授業を指導したり、学校

経営の支援をしたりするなど、指導主事の業務に類する業務を行う状況をまとめたものである。指導主事以外の職員や嘱託の主な業務は、①教育長等も学校を訪問し管理運営や教科等の指導を担当している(81.8%)、②退職校長等を嘱託として雇用している(54.5%)である。その中で、指導主事が配置されている教育委員会はそれぞれ①(75.0%)、②(50.0%)、配置されていない教育委員会は①(100.0%)、②(66.7%)である。

表5-1は、指導主事数別に所轄下の学校から校内研究や授業研究の講師派遣依頼が来た場合の対処方法をまとめたものである。市町村全体としては、学校が直接県教委に依頼し、県から派遣(55.0%)、市町村、県本課、総合教育センターで調整して派遣(20.0%)となっている。直接県教委に依頼と市町村を通じて県教委に依頼し、県から派遣を合計すると75.0%となり、学校から依頼される講師のほとんどは県派遣で実施されている。ただし指導主事の多い2市の教育委員会は市の指導主事で対応している。

表5-2は、指導主事数別に市町村教育委員会が主催する研修の主な講師をまとめたものである。主な講師は、県教育委員会の指導主事(70.6%)と現職教員、退職教員(70.6%)が最も多く、次いで大学等の研究機関の講師が(58.8%)、民間団体の講師(52.9%)となっている。市町村主催研修の講師は、指導主事の配置に関係なく、幅広い人材の活用がなされている。

表6は、指導主事数別に市町村教育委員会が県教育委員会と連携する方法をまとめたものである。市町村全体としては、必要に応じて所轄下の学校の情報を共有する(88.9%)、県教育委員会の学校訪問に市町村の指導主事が同行する(22.2%)、学校の情報を共有するための協議の場を設けている(22.2%)である。必要に応じて学校の情報を共有する項目の内訳は、指導主事が配置されている教育委員会は80.0%であり、配置されていない教育委員会では92.3%である。指導主事がいない教育委員会においては、この項目以外の連携の実施率は小さい。

3. 学校訪問の体制と指導内容

表7-1は、指導主事数別に市町村教育委員会が所轄下の学校を訪問する方針をまとめたものである。所轄下の学校を計画的に訪問する(95.0%)が最も多く、指導主事の配置に関係していない。また他の項目は少なく、要請を受けた学校を訪問する(15.0%)、研究指定を受けた学校を訪問する(10.0%)である。

表7-2は、指導主事数別に市町村教育委員会が学校を訪問する際の体制をまとめたものである。殆どの市町村は、教育長、教育委員、課長、指導主事等と一緒に訪問(89.5%)している。指導主事がいない市町村においてはさらに高く(91.7%)になっており、教育長や課長が

訪問している現状が推測される。指導主事が1人で訪問、複数で訪問の項目は皆無である。

表7-3は、指導主事数別に市町村教育委員会が学校訪問時に聴取・参観・指導する内容をまとめたものである。校長から学校経営方針について説明を受ける(100%)、通常授業を参観している(100%)である。その中で指導主事が配置されている市町村は、代表授業や研究授業を参観し、事後協議会で指導や助言をする(60.0%)など他の項目も多く実施されているが、指導主事が配置されていない市町村では、その割合は非常に小さい(7.7%)。

表7-4は、指導主事数別に市町村教育委員会が学校訪問時に事前に学校に準備を求めている書類をまとめたものである。学校要覧(85.0%)、学校経営計画(60.0%)、通常授業の指導案(45.0%)が多く、校内研究・研修計画(25.0%)、年間指導計画(10.0%)などの項目の割合は非常に小さい。

表7-5は、指導主事数別に市町村教育委員会が学校を訪問する頻度をまとめたものである。1校当たり年に2回～5回訪問する(45.0%)が最も多く、次いで、1校あたり年1回(40.0%)となっている。その中で指導主事が配置されている市町村は年2～5回が多く、配置されていない市町村は年1回の訪問が多い。

4. 市町村教育委員会の重視業務・困難業務及び平成19年地教法改正への対応状況と今後

表2の教育委員会が重視している業務は、人権教育、同和教育に関すること(66.7%)、特別支援教育に関すること(50.0%)、学校の管理運営に関すること(44.4%)、学校施設の管理に関すること(44.4%)であるが、現状の職員体制で実施が困難な業務は、コミュニティ・スクールの運営支援に関すること(62.5%)、放課後の児童生徒の活動の支援に関すること(43.8)、教科研究会の運営支援に関すること(43.8)である。

表8-1は、平成19年の地教法改正で市町村教育委員会に指導主事配置の努力義務に規定されたことに対するこれまでの対応や検討の状況をまとめたものである。市町村費による指導主事の配置が実施(決定含む)しているのは1市(5.2%)であり、検討せずは15市町村(78.9%)であった。指導主事がいない市町村において検討していない割合はさらに85.7%と大きいが、複数の教育委員会で指導主事を共同設置することを考えている町の存在が明らかになった。また退職校長等を活用して指導主事を実質的に増やすことを行っている市町村は60.0%であり、指導主事が配置されている市町村で嘱託も配置されている割合は80.0%、指導主事が配置されていない市町村で嘱託が配置されている割合は53.3%である。

表8-2は、指導主事数別に市町村教育委員会における職員配置の今後の在り方についての意向をまとめたものである。退職校長等非常勤の活用(68.4%)が最も多く、次いで、指導主事の増員(都道府県費と本課事務職員の増員)(42.1%)となっている。指導主事が配置されている市町村教育委員会の職員配置に関する今後の在り方で最も多かったのは、県費による指導主事の増員であり、配置されていない教育委員会で最も多かったのは、退職校長等非常勤職員の有効活用であった。

IV 考察と所感

1. 調査結果から見えること

指導主事の職務について、一般に業務量が多く事業や会議の手続き・準備、調査・統計、議会対応や予算、学校教育が直面する課題の研究や自己研鑽で多忙であるといわれている。平成12年の分権改革以前には、都道府県教委が指導行政の主体であり、市町村教委の指導主事配置率は30%未満であったが、平成23年には61.6%になり、市町村レベルに指導行政の主体がシフトしつつある。押田(2014)は、県(事務所)レベルで行ってきた「教職員への指導助言活動」や「学校経営支援」「自治体独自の教育施策の立案・調整」が指導主事の職務として位置づけられ、市町村教育委員会独自のカリキュラム改革推進や学力向上にも寄与していると報告している。また文部科学省「教育行政調査」でも、指導主事を雇用していない市町村が指摘されている。

今回の調査結果をまとめると、①徳島県市町村の指導主事配置率は25.0%であり、指導主事配置率に関しては分権改革以前の状態が続いていると思われる。ただし、指導主事が配置されていない市町村(42.9%)では、退職校長等を嘱託職員として活用し、指導主事の職務に類する職務を担当し補完に努めている。②職員の担当業務について、指導主事が他と比べて多い教育委員会では、教科等教育課程に関すること・教科研究会の運営や支援に関すること・学校評価に関することを主に担当している。指導主事が配置されていない或いは少数の教育委員会では、教育課程や教科研究会の運営や支援に関すること、人権同和教育に関すること、学校の管理運営への支援に関すること、生徒指導に関する業務を中心に教育行政を遂行している。しかし指導主事数に関係なく、コミュニティ・スクールの運営支援や地域が学校を支援する体制の構築に関する業務を担当する割合は小さい。すなわち、教育課程に関する指導は行われるが、地域の資源を活用して学校を活性化するための支援には不十分な状況であると思われる。③教育委員会の重視業務は、人権教育、同和教育に関すること、特別支援教育に関すること、学校の管理運営に関すること、学校施設の管理に関する

ことであるが、職員の主な担当業務とはあまり一致していないことが明らかになった。現状の職員体制で実施が困難な業務は、コミュニティ・スクールの運営支援に関すること、放課後の児童生徒の活動の支援に関すること、教科研究会の運営支援に関することであるが、これらは職員が担当していない業務とはほぼ一致する。家庭や地域との連携の不十分さが事務局レベルで明らかになった。④指導主事数を補う手段として、嘱託が活用されているが、その実施率は指導主事が配置されている市の方が大きく、嘱託、指導主事、常勤の教員出身者により多様な行政サービスの提供がなされていると思われる。一方で、指導主事がない教育委員会(55.0%)は、嘱託という補完措置の活用もされていない。これによる指導行政の格差は大きいのではないと思われる。⑤平成19年地教法改正による指導主事配置の努力義務への対応では、1市のみが実施済みで、殆どの市町村で検討されてこなかった。職員配置の今後の在り方として、退職校長等非常勤の有効活用(68.4%)が最も多いが、改正法の趣旨に添い指導主事配置や法改正の趣旨に沿った大きな動きが望まれる。

2. 教育委員会の体制充実に向けて

社会の変動が激しく課題に次から次へと直面しているが、教育委員会が自主的・先進的に教育活動を計画すれば、教育行政専門職の指導・助言が必要になり、教育行政専門職の活動、すなわち指導行政を一層充実させる必要がある。これまでも教育行政部局の体制強化のため、教育職・行政職双方の職員の資質向上に努めることが求められてきたが、行政職の教育専門家の養成が殆どされてこなかった。現状は、教員が指導主事として行政事務の経験を積み、専門職として教育現場に対する大きな役割を担っている。教育長の教育上のリーダーシップは、指導主事を介して発揮されるともいわれており、市町村教育委員会の指導行政にとって指導主事の配置は喫緊の課題である。

平成27年にベネッセ教育総合研究所が、全国市町村長を対象に調査している。「自治体の発展のためには、子育て・教育施策を最優先するつもりだ」という考えに対して、「とてもそう思う」「ややそう思う」は約94%である。市町村長の子育て・教育施策の充実への思いは全国的に大きいことが分かった。その上で、各自治体で施策の実現に必要な予算や人材について知恵を出し合い、いろいろな教育施策が実施されている。例えば、小学校1年生から英語教育(外国語活動)の実施や、生徒全員にタブレットPCを貸与し学習効果を上げる取り組みをしている。また土曜授業の実施や小中一貫校の設置は各市町村の判断で行えるようになり、活動の幅が広がっている。

「市町村教育委員会が直面している課題と取り組みに

について(2017)」によると、徳島県市町村教育委員会の重要な教育課題は、事務局の専門性であった。指導主事の役割は、学校訪問による知識・技術の伝達にとどまらず、地域の教育課題を抽出し、解決の方策を講じながら教育活動の発展に努めることである。今回の調査において、指導主事の配置や指導主事数について市町村間で大きなバラつきが明らかになった。以前の地方教育行政に対する不信感や地域との乖離などを解決するため、平成19年に地教行法が改正され、教育委員会の体制充実の方途として「教育委員会の連携」「指導主事を置くよう努める」が明示された。これまでの経緯を考えると、地方教育行政を常に向上・発展させていくためには、教育専門職たる指導主事の配置が大きなカギになるのではないかと考えられる。学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施、学力向上、生徒指導の対応など、多様な要求に応える指導体制を充実するために指導主事の果たす役割は重要である。そのため、子育て及び教育に関する施策を市町村の重要な政策として市町村総合計画に位置付け、指導主事配置による教育委員会事務局の専門性と体制強化を図ることは市町村教育行政の将来を展望する上で早急に取り組むべきことである。

その上で、現在は「働き方改革」の流れが顕著になってきた。教育の世界も同様である。これに対しては、教職員の増員という形で対応すれば、その多くは解決すると思われるが、予算上の問題もあり、現有の勢力で何とかこなさないといけないのが現状である。そうした時にこそ、指導行政、特に指導主事の役割が重要であると思われる。単に、これまでの職務の踏襲ではなく、新たな提案と指導が可能な立場であるのが指導主事であり、これを望みたい。例えば、学校管理における出退勤管理や事務などを、ICTを活用したり、研修や会議にテレビ会議システムを使ったりしたりするなど、多様な手法の提案や実現は、現場に任せても難しい。指導主事以外にはなかなか対応できないことではないだろうか。

参考文献

- 1) 尾崎春樹(2015)「地域とともにある学校」の推進に向けた教育行政の在り方に関する調査研究 国立教育政策研究所
- 2) 押田貴久(2006)市町村教育委員会の指導主事配置パターンに関する研究 東京大学大学院教育学研究科紀要第46号
- 3) 押田貴久(2008)指導主事の職務に関する研究(特集)指導主事の職務観と小規模教育委員会における職務実態の分析
- 4) 押田貴久(2014)分権改革に伴う指導主事の配置構造と職務実態の変容に関する実証的研究 宮崎大学

教育学紀要

- 5) 小林 清(2012)市町村教育委員会における指導主事を通じた学校支援の在り方 筑波大学学校経営研究第37巻
- 6) 小川正人(2014)地方教育行政運営の変化に関するアンケート調査 放送大学教育行政研究第4号
- 7) 小川正人(2012)教育事務所廃止の動向と地方教育行政の課題(1) 放送大学教育行政研究第2号
- 8) 阪根健二・北島孝昭(2017)市町村教育委員会が直面している課題と取り組みについてー徳島県内の市町村教育長への質問紙調査よりー 鳴門教育大学学校教育研究紀要第31号
- 9) 辻村貴洋(2013)地域の教育研究を担う専門職チームの意義と課題 上越教育大学研究紀要第32号
- 10) 辻村貴洋(2008)教育行政専門職と教育自治 北海道大学大学院研究紀要第104号
- 11) ベネッセ研究所(2015)全国市長村長教育行政調査 ベネッセ教育情報サイト 第8回地域によって異なる教育施策より
- 12) 森田正信(2001)指導行政と指導主事の配置、役割(堀内孜編教育委員会の組織と機能の実際)
- 13) 文部科学省(2013. 12. 13)今後の地方教育行政の在り方について(答申)

謝 辞

本調査にあたり、各市町村教育委員会には、新年度の事業・施策を立ち上げる重要な時期に、ご協力いただき大変感謝している。指導行政及び教育専門職、教育専門職を補完する取り組みの現状をデータとして知ることができた。校種間連携、地域連携などの重要な教育施策を担う指導主事等教育専門職が充実されるきっかけになれば幸いである。

(別表) 調査結果について

表1 人口規模別指導主事と指導主事以外の職員の配置状況(人)

人口規模	職種	指導主事 ①	充て指導主事 ②	常勤の教員出身者 ③	嘱託等の元教員 ④	指導主事計 ①+②	教員出身計 ①+②+③+④
5万人以上		18	5	11	14	23	48
3万人以上5万人未満		1		5	11	1	17
2万人以上3万人未満			1	1	4	1	6
1万人以上2万人未満				2	4	0	6
5千人以上1万人未満					3	0	3
5千人未満					1	0	1
職員数 計		19	6	19	37	25	81

表2 指導主事と指導主事以外の職員が担当する業務の状況

業務の内容	指導主事 (人)	(%)	嘱託 (人)	(%)	教諭 (人)	教委重視 (人)	(%)	現体制困難 (人)	(%)
教科等教育課程	3	100.0	5	38.5		5	27.8	5	31.2
教科研究会の運営や支援	3	100.0	3	23.1		0	0.0	7	43.8
生徒指導	2	66.7	6	46.1		4	22.2	3	18.8
適応指導教室	0	0.0	5	38.5	1	3	16.7	2	12.5
教育相談	2	66.7	3	23.1		4	22.2	1	6.3
特別支援教育	1	33.3	3	23.1		9	50.0	1	6.3
人権教育, 同和教育	2	66.7	9	69.2		12	66.7	0	0.0
学校施設の管理	0	0.0	0	0.0		8	44.4	3	18.8
学校の管理運営への支援	1	33.3	5	38.5		8	44.4	3	18.8
学校評価	2	66.7	2	15.4		0	0.0	1	6.3
コミュニティ・スクールの運営の支援	1	33.3	0	0.0		2	11.1	10	62.5
地域が学校教育を支援する体制の構築	1	33.3	2	15.4		2	11.1	4	25.0
部活動指導に民間や地域の人材を活用	1	33.3	1	7.7		0	0.0	6	37.5
放課後の児童生徒の活動の支援	0	0.0	2	15.4		2	11.1	7	43.8
土曜日の学校教育に関すること	1	33.3	3	23.1		2	11.1	5	31.2
社会教育, 生涯学習に関すること	0	0.0	4	30.8		6	33.3	1	6.3
保護者等からの要望やクレームへの対応	2	66.7	3	23.1		4	22.2	2	12.5
議会への対応	1	33.3	1	7.7		2	11.1	1	6.3

表3 指導主事数別担当業務の状況

業務の内容	指導主事担当業務				嘱託担当業務				
	指導主事数				指導主事数				
	1~5人	6~10人	11人~	%	0人	1~5人	6~10人	11人~	%
教科等教育課程	1	1	1	100.0	2	2		1	45.5
教科研究会の運営や支援	1	1	1	100.0	2	1			27.3
生徒指導		1	1	66.7	3	3			54.5
適応指導教室				0.0	2	3			45.5
教育相談		1	1	66.7	1	2			27.3
特別支援教育		1		33.3	2	2			36.4
人権教育, 同和教育		1	1	66.7	7	2			81.8
学校施設の管理				0.0					0.00
学校の管理運営への支援			1	33.3	3	2			45.5
学校評価		1	1	66.7	1	1			18.2
コミュニティ・スクールの運営の支援			1	33.3					0.00
地域が学校教育を支援する体制の構築			1	33.3	1				9.1
部活動の指導に民間や地域の人材を活用		1		33.3		1			9.1
放課後の児童生徒の活動の支援				0.0	1	1			18.2
土曜日の学校教育			1	33.3	1	1			18.2
社会教育, 生涯学習				0.0	2	2			36.4
保護者等からの要望やクレームへの対応		1	1	66.7	2	1			27.3
議会への対応に関すること			1	33.3		1			9.1

表4 指導主事数別指導主事以外の職員が指導主事の業務に類する業務を行う状況

業務の内容	指導主事数				
	0人	1～5人	6～10人	11人～	%
教育長等も学校を訪問し管理運営や教科等の指導	6	3			81.8
退職校長等を嘱託として雇用している。	4	1		1	54.5
社会教育主事が教科に関する指導業務を担う					0.0
指導力に優れた教員を選び他校の指導を依頼				1	9.1
その他		1			9.1

表5-1 指導主事数別講師派遣依頼への対処方法

対処の方法	指導主事数				
	0人	1～5人	6～10人	11人～	%
市町村の指導主事のみを派遣			1	1	10.0
市町村、県本課、総合教育センターで調整して派遣	3	1			20.0
学校に勤務する指導力に優れた教員を派遣					0.0
市町村教委を通じて県から派遣	3				15.0
学校が直接県教委に依頼し県から派遣	9	2			55.0

表5-2 指導主事数別市町村主催研修の講師

講師	指導主事数				
	0人	1～5人	6～10人	11人～	%
市町村教育委員会の指導主事			1	1	11.8
都道府県教育委員会の指導主事	8	2	1	1	70.6
大学等教育研究機関の講師	6	3	1		58.8
民間団体等の講師	6	1	1	1	52.9
現職教員、退職教員	8	2	1	1	70.6

表6 指導主事数別都道府県教育委員会との連携の方法

連携の方法	指導主事数				
	0人	1～5人	6～10人	11人～	%
市町村教育委員会の訪問に県指導主事が同行					0.0
県教委等の学校訪問に市町村の指導主事が同行		2	1	1	22.2
所轄下の学校の情報を共有するための協議	2	1	1		22.2
必要に応じ所轄下の学校の情報を共有する	12	3	1		88.9

表7-1 指導主事数別学校訪問の方針

学校訪問の方針	指導主事数				
	0人	1～5人	6～10人	11人～	%
所轄下の学校を計画的に訪問	14	3	1	1	95.0
要請を受けた学校に訪問	2	1			15.0
重点的に訪問する学校を定め訪問	2	1			15.0
研究指定校を指導するために訪問	1	1			10.0
その他	1				5.0

表7-2 指導主事数別学校訪問時の体制

学校訪問時の体制	指導主事数				
	0人	1～5人	6～10人	11人～	%
指導主事が一人で訪問					0.0
指導主事が複数で訪問					0.0
教育長、教育委員、課長、指導主事が一緒に訪問	13	3	1		89.5
県教育委員会が計画訪問時に市町村も同行				1	5.3
その他	1				5.3

表 7-3 指導主事数別学校訪問時の聴取・参観・指導内容

聴取・参観・指導内容	指導主事数				
	0人	1～5人	6～10人	11人～	%
校長から学校経営方針について説明を受ける	15	3	1	1	100
研究主任から校内研究計画の説明を受ける	2	1			15
教務主任などから教育課程の説明を受ける	2	1			15
生徒指導主任から生徒指導体制の説明を受ける	1	1		1	15
通常授業を参観している	15	3	1	1	100
代表授業・研究授業を参観している	1	2		1	20
代表授業・研究授業を参観・事後協議会に参加		2		1	15
事後協議会などで教員全体へ指導助言をする	3	1		1	15
校内研究部会などで一部教員に指導助言をする		1		1	10
代表授業・研究授業の授業者に指導助言をする		1		1	10
その他	3				15

表 7-4 指導主事数別学校訪問時の準備書類

準備書類	指導主事数				
	0人	1～5人	6～10人	11人～	%
代表授業・研究授業の指導案		1		1	10.0
通常授業の指導案あるいは略案	7	1		1	45.0
校内研究・校内研修計画	4	1			25.0
学校経営計画	10	1		1	60.0
年間指導計画	1			1	10.0
学校要覧	14	2		1	85.0
その他		1	1		10.0
事前に準備を求めない					0.0

表 7-5 指導主事数別学校訪問の頻度

頻度	指導主事数				
	0人	1～5人	6～10人	11人～	%
1校あたり年に10回以上					0.0
1校あたり年に6回～9回程度					0.0
1校あたり年に2回～5回程度	5	2	1	1	45.0
1校あたり年に1回程度	8				40.0
複数年で訪問する	1	1			10.0
その他	1				5.0

表 8-1 指導主事数別平成19年地教法改正への対応

平成19年地教法改正への対応		指導主事数				計	%
		0人	1～5人	6～10人	11人～		
市町村費による指導主事の配置	検討している	2	1			3	15.8
	実施済みか実施決定している				1	1	5.2
	検討せず	12	2	1		15	78.9
複数市町村で指導主事共同設置すること	検討している	2				2	10.0
	実施済みか実施決定している					0	0.0
	検討せず	13	3	1	1	18	90.0
退職校長等を活用して指導主事の役割を担うこと	検討している	3				3	15.0
	実施済みか実施決定している	8	3		1	12	60.0
	検討せず	4		1		5	25.0
現在派遣されている県費指導主事の定員減か廃止	検討している					0	0.0
	実施済みか実施決定している					0	0.0
	検討せず	8	3	1	1	13	100.0

表 8 - 2 指導主事数別職員配置の今後の在り方

職員配置の今後の在り方	指導主事数				計	
	0 人	1～5人	6～10人	11人～		%
指導主事の増員 市町村費	4				4	21.1
指導主事の増員 都道府県費	5	2	1		8	42.1
本課事務職員の増員	7	1			8	42.1
退職校長等非常勤職員の有効活用	11	2			13	68.4
優秀教員の他校指導等現職教員の有効活用	1	1			2	22.2
市町村合併の推進による職員配置改善					0	0.0
他市町村と連携した指導主事雇用	4				4	21.1
その他					0	0.0

